

和歌山市営

和歌山駅東口自転車等駐車場

市駅前自転車駐車場

市駅前原動機付自転車駐車場

六十谷駅前自転車等駐車場

指定管理者募集要項

令和8年8月

和歌山市

都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課

<目 次>

I 基本事項	
1 指定管理者選定の目的	1
2 募集の概要	1
3 対象施設の概要	1
4 指定管理者の指定期間	2
II 指定管理に関する事項	
1 指定管理の基本的な考え方	3
2 指定管理者が果たすべき責任	3
III 指定管理運営業務に関する事項	
1 業務内容	5
2 リスク管理及び責任分担	5
3 事業実施状況の監視等	5
4 文書の管理・証拠書類の保存	5
IV 経費に関する事項	
1 会計年度	6
2 収入	6
3 支出	6
4 自主事業	7
5 指定管理料	7
6 会計の独立	9
V 選定及び指定に関する事項	
1 資格要件	9
2 共同企業体に関する条件	11
3 指定までのスケジュール	11
4 提出書類	13
5 申込に関する留意事項	15
6 選定方法	15
7 協定の締結	16
8 協定保証金	17
VI その他	
1 業務の引き継ぎ	17
2 その他の事項	17
3 問合せ先及び書類の提出先	18
別紙1 リスク分担表	19
別紙2 選定基準	21

I 基本事項

1 指定管理者選定の目的

和歌山市（以下「市」という。）が所管する和歌山市営和歌山駅東口自転車等駐車場、和歌山市営市駅前自転車駐車場、和歌山市営市駅前原動機付自転車駐車場、和歌山市営六十谷駅前自転車等駐車場（以下「和歌山市営自転車等駐車場」という。）の管理運営を効果的に行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び和歌山市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成24年条例第4号）第2条の規定により、和歌山市営自転車等駐車場の管理運営業務を行う指定管理者を募集します。

2 募集の概要

選定は、次表の募集1、募集2、募集3、募集4の順で行います。本公募において、1団体が全ての募集に申込みことはできますが、募集1、募集2及び募集3の指定管理者の候補に選ばれた時点で、その団体は募集4の指定管理者の候補になる資格を失います。ただし、これにより、募集4の申込者が不在となる場合は、この限りではありません。

募集1：和歌山市営和歌山駅東口自転車等駐車場

募集2：和歌山市営市駅前自転車駐車場

募集3：和歌山市営市駅前原動機付自転車駐車場

募集4：和歌山市営六十谷駅前自転車等駐車場

3 対象施設の概要

（1）設置目的

本市は、自転車等駐車場の需要に応ずるとともに、自転車等の駐車秩序を確立することを目的に、和歌山市営自転車等駐車場を設置しています。

（2）施設概要

① 和歌山市営和歌山駅東口自転車等駐車場

- ・所在地 和歌山市太田一丁目15番9号
- ・施設構造 鉄骨造地上3階建（一部平面自走式） 1,516㎡
- ・開設年月日 平成5年4月
- ・収容台数 自転車1,000台 原動機付自転車350台
- ・供用時間 午前5時から翌日午前1時まで
- ・休場日 年中無休

② 和歌山市営市駅前自転車駐車場

- ・所在地 和歌山市屏風丁17番地（和歌山市民図書館中2階）
- ・施設構造 平面（中2階部分）自走式、サイクルコンベア付 1,282㎡
- ・開設年月日 令和元年10月
- ・収容台数 自転車800台
- ・供用時間 午前5時から翌日午前1時まで
- ・休場日 年中無休

③ 和歌山市営市駅前原動機付自転車駐車場

- ・所在地 和歌山市東蔵前丁39番地（南海和歌山市駅駐車場棟1階）
- ・施設構造 平面（1階部分）自走式 926㎡

- ・開設年月日 平成30年6月
- ・収容台数 原動機付自転車260台
- ・供用時間 午前5時から翌日午前1時まで
- ・休場日 年中無休

④ 和歌山市営六十谷駅前自転車等駐車場

- ・所在地 和歌山市六十谷432番地の19
- ・施設構造 鉄骨・鉄筋コンクリート造地上2階、地下1階建 485㎡
- ・開設年月日 平成6年6月
- ・収容台数 自転車692台 原動機付自転車165台
- ・供用時間 午前5時から翌日午前1時まで
- ・休場日 年中無休

※和歌山駅東口自転車等駐車場、六十谷駅前自転車等駐車場については、ESCO 事業により、指定期間中に照明灯をLED化する予定がありますが、現段階では、工事時期等は未確定となっています。実施が確定次第、指定管理者に通知します。

(3) 各施設の駐車料金

駐車場名	駐車対象車両	料金	
		一時使用	定期使用
和歌山市営 和歌山駅東口自転車等駐車場	自転車	150円	2,660円(屋内) 2,340円(屋外)
	第一種及び第二種 原動機付自転車	220円	3,830円
和歌山市営 市駅前自転車駐車場	自転車	150円	2,450円
和歌山市営 市駅前原動機付自転車駐車場	第一種及び第二種 原動機付自転車	220円	3,830円
和歌山市営 六十谷駅前自転車等駐車場	自転車	150円	2,660円(屋内) 2,340円(屋外)
	第一種及び第二種 原動機付自転車	220円	3,830円

備考1 この表において「一時使用」とは、1日1回を単位とする使用をいいます。

備考2 この表において「定期使用」とは、1か月を単位とする使用をいい、定期利用券の販売は3か月までとします。

4 指定管理者の指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間とします。

※市長が管理を継続することが適当でないと認めるときは、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、指定を取消することがあります。この場合、指定管理者の損害に対して市は補償しません。また、指定を取消した場合、違約金を徴収するとともに、取消しに伴う市の損害について、指定管理者に損害賠償を請求することがあります。

す。

※和歌山市営和歌山駅東口自転車等駐車場については、和歌山駅まち空間（東口）活性化事業の進捗状況により、指定期間が変更となる可能性があります。

〔和歌山駅まち空間（東口）活性化事業とは：和歌山駅東口の市有地（主に和歌山市営和歌山駅東口自転車等駐車場用地を想定）を活用し、和歌山駅東口の駅前空間における宿泊・観光・居住・商業機能の充実、利用者の滞在快適性・利便性の向上及びにぎわいの創出を目指し、施設整備を検討する事業。〕

Ⅱ 指定管理に関する事項

1 指定管理の基本的な考え方

指定管理者は、次の事項を基本として業務を行うこととします。

- (1) 和歌山市営自転車等駐車場の設置目的に基づき、管理運営を行うこと。
- (2) 公の施設の善良なる管理者であることを常に念頭において、公平・公正な管理運営を行うこと。
- (3) 利用者の意見収集に努めると共に、利用者ニーズを管理運営に反映させるなど、利用者満足度の向上に努めること。
- (4) 効率的な施設の運営管理を行い経費の節減に努めること。
- (5) 近隣住民や関係団体・事業者と良好な関係を維持すること。
- (6) 物理的劣化等による危険・障害等の発生の未然防止に努めること。
- (7) 施設の環境を安全、快適かつ衛生的に保つこと。
- (8) 環境に配慮した管理運営を行うこと。
- (9) 個人情報の保護を徹底すること。

2 指定管理者が果たすべき責任

(1) 法令等の遵守

指定管理者は、業務の履行に当たっては、地方自治法その他関係法令並びに本市の条例、規則等を遵守しなければなりません。なお、指定期間中に改正があった場合は、改正された内容とします。

(2) 公正な運営

施設の運営に当たっては、公正な運営を行うこととし、特定の個人、団体に有利あるいは不利になる取扱いをしないこととします。

(3) 安全管理

指定管理者は、施設設備や備品等の維持管理、事故や犯罪防止に向けた安全管理の徹底のため、法令等を遵守した対応マニュアルを作成し、従事者に周知徹底を図り、安全対策に万全を期さなければなりません。

(4) 危機管理及び災害時の対応

常に災害時に備え被害を防ぐとともに、緊急時における通報連絡体制の確立や対応マニュアルの整備を行い、的確かつ迅速な対応が図られるよう定期的な避難訓練・防災訓練を実施することにより従事者の防災対応能力の向上を図り、万一事故等が発生した場合は、適正な措置を講じ、速やかに市に報告することとします。

なお、災害・事故発生時においては、緊急に対処する必要があるため、供用時間外で

あっても必要に応じて出勤する等の対応を取ってください。

(5) 市内経済の活性化

指定管理者は、市内業者の育成及び市内経済活性化を図るため、可能な限り市内業者の活用や地元住民の雇用等に努めることとします。

(6) 個人情報の保護

指定管理者が施設の管理を行うに当たり、個人情報を取り扱う場合は、その取り扱いに十分留意し、漏洩、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適切な管理に努め、個人情報を保護するために個人情報保護取扱規程を定める等必要な措置を講じてください。

なお、指定管理者が市と締結する協定書に定める個人情報の取扱いに違反していると市が認めたときは、指定管理者の名称及び住所並びに当該違反事実の公表をすることができるものとします。

(7) 情報公開

指定管理者が管理を行うに当たり作成し、又は取得した文書等で指定管理者が管理しているものの公開については、別途、指定管理者において規定を定めるなど適正な情報公開に努めなければなりません。

(8) 守秘義務

指定管理者及びその従事者は、施設の管理を行うに当たり、業務上知り得た内容を第三者に漏洩し、自己の利益のために使用してはいけません。指定管理者の指定期間が終了した後又は従事者がその職を退いた後においても同様とします。

(9) 環境への配慮

次に掲げる項目により、環境に配慮した業務の実施に努めなければなりません。

- ① 環境に配慮した商品等の購入を推進し、また、廃棄に当たっては、資源の有効活用や適正な処理を図ること。
- ② 電気・ガス・水道・ガソリン等のエネルギー使用量の削減に向けた目標を設定し、取組を推進すること。
- ③ 化学物質等のリスク管理を行い、環境や人に影響を及ぼす事故を防止すること。
- ④ 利用者等に対して環境の保全及びリサイクルに関する情報提供に努めるとともに、業務に関わる者に対する教育及び学習を推進すること。
- ⑤ 施設から発生する廃棄物等の量を抑制するとともに、処理業者による適正な処理のみならず、適切な分別や回収ルートを構築するなど、可能な限り取組を推進すること。
- ⑥ その他、市が推進する環境施策等に協力すること。

(10) 近隣への配慮

次に掲げる項目により、近隣に配慮した業務の実施に努めなければなりません。

- ① 施設の使用により、近隣住民及び近隣施設に騒音などで迷惑がかからないよう、使用者と音量等について事前に協議を行い、使用時には近隣に配慮すること。
- ② 施設に出入りする自転車等や、利用者の自転車等による渋滞で近隣に迷惑がかからないよう配慮すること。

Ⅲ 指定管理運営業務に関する事項

1 業務内容

(1) 指定管理者が行う主な業務

- ① 施設の出入りの管理に関する業務
- ② 施設及び設備の維持管理に関する業務
- ③ その他市長が必要と認める業務

(2) その他の留意事項

- ① 詳細については、仕様書によるものとします。
- ② 使用料の徴収事務については、当該指定管理者と委託契約を締結するものとします。
- ③ 管理運営業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、業務の一部については、事前に市の承認を受けた上で、専門の事業者へ委託することは可能です。この場合の事業者は、原則として本市の競争入札参加有資格者名簿に登録されている事業者に限ります。
- ④ 業務報告書等により、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合は、指示等を行い、改善が見られないときは、指定を取り消すことがあります。

2 リスク管理及び責任分担

協定の締結に際し、市が想定する主なリスク分担の方針は、リスク分担表（別紙１）のとおりです。なお、記載事項以外の事項や疑義の生じた場合は、双方の協議によるものとします。

3 事業実施状況の監視等

(1) 管理運営状況に関するモニタリング

指定管理者が行う業務の実施状況を把握し、良好な管理運営状況を確保するために、市は定期的及び随時にモニタリングを実施します。

指定管理者は、市が指定する報告書（施設の利用状況、利用者からの意見苦情、人員配置状況等）を提出する義務があり、運営状況が適正でないと認められる場合は、市は指定管理者に対して改善に向けて必要な指示を行い、指定管理者は、速やかに措置を講ずるものとします。

(2) 施設利用者の意見、苦情等の聴取

施設利用者の利便性の向上等の観点から、施設利用者の意見、苦情等の聴取結果及び業務改善への反映状況について、市に報告することとします。

(3) 帳簿類等の提出要求

和歌山市監査基準に基づき監査委員等が監査等をするために必要があると認める場合は、指定管理者に対して帳簿書類その他の記録の提出を求める場合があります。

4 文書の管理・証拠書類の保存

指定管理業務の遂行に当たり作成し、又は受領した文書等については、和歌山市文書取扱規程（平成３年訓令第７号）等を参考として、文書管理に関する規定等を定め、指定期間の満了の日まで適正に管理・保存しなければなりません。

また、指定期間終了時に指定管理業務に関する書類については、市の指示に従って引き渡す必要があります。

なお、これらの書類は、業務終了後５年間保存するものとします。

IV 経費に関する事項

1 会計年度

管理運営にかかる会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとします。

2 収入

(1) 使用料収入

施設の使用料については、利用料金制を適用せず市の収入とします。

(2) 事業収入

指定管理者が自主事業を行うに当たり得た収入は、指定管理者の収入とします。

3 支出

指定管理料から支出できる管理経費は、主に次のとおりで、原則として指定管理者が行う維持管理及び運営業務に伴う経費、外部委託した際の委託料等の経費及びその他管理運営に必要な全ての経費を含みます。

(1) 人件費について

従事者の給与、賞与、賃金、各種手当、法定福利費等。

また、和歌山市営自転車等駐車場は、年中無休（休業日なし）であるため、その金額を見込んだ人件費を算出し、計上してください。

(2) 維持管理に係る経費及び事業に係る経費

消耗品費、備品購入費、修繕費、委託費、被服費、清掃費、光熱水費、通信運搬費、損害保険料、手数料等。

(3) 留意事項

ア 修繕費

仕様書で規定する指定管理者が行う修繕については、計画的及び適切に行うように努めてください。また、指定管理者が行った修繕により当該施設の資産価値が上昇した場合についても、当該所有権は市に帰属します。

イ 賠償責任保険等の加入

(ア) 指定管理者は、仕様書に定める保険等に参加（保険料は指定管理者の負担）するなど必要な措置を講じ、事故が発生した場合には当事者として交渉に応じ保険金を支払ってください。

(イ) 指定管理者の責に帰すべき事由により、施設等が使用に耐えなくなった場合や、利用者に損害が及んだ場合、その全部又は一部について賠償していただくことになります。

(ウ) 火災保険については、市において「建物総合損害共済（全国市有物件共済会）」に加入します。

ウ 各施設から排出される廃棄物等の適正な処理について

指定管理者は、各施設から排出される廃棄物等については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）、和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例（平成12年3月27日条例第57号）及び関係法令を遵守し、適正に処理してください。

なお、その費用はごみ袋等の消耗品も含め指定管理者の負担となりますので、その

費用を見込んだ金額を算出し、計上してください。

【各施設の廃棄物等の収集運搬数量（参考）】

駐車場名	収集運搬数量 (令和7年度実績)
和歌山市営 和歌山駅東口自転車等駐車場	12か月間：約1,880kg (1か月当たり：約156kg)
和歌山市営 市駅前自転車駐車場	12か月間：約525kg (1か月当たり：約43kg)
和歌山市営 市駅前原動機付自転車駐車場	12か月間：約1,160kg (1か月当たり：約96kg)
和歌山市営 六十谷駅前自転車等駐車場	12か月間：約640kg (1か月当たり：約53kg)

※ごみの種類は、一般ごみ及び資源ごみとなります。

※収集運搬数量は、令和7年度の実績値であるため、実際とは差異が生じる場合があります。

4 自主事業

指定管理者は、公の施設の設置目的に合致し、管理運営業務の効果的な実施に影響しない範囲内で、自主事業を実施することができます。なお、自主事業については、次の点に留意してください。

- (1) 自主事業については、指定管理者の責任と費用負担にて実施していただきます。
- (2) 指定管理者が自主事業を実施する場合は、あらかじめ市と協議し、許可を得る必要があります。自主事業の内容によっては、許可しない場合があります。
- (3) 事業計画書において提案された自主事業の採否については、改めて市と協議するものとし、提案された自主事業が認められないことにより、申込自体を辞退する可能性がある場合は、その旨を事業計画書に明示してください。
- (4) 自主事業が、本来業務に支障を与えていると判断される場合は、自主事業の改善、中止を命じる場合があります。

5 指定管理料

施設の管理運営に関する経費及び使用料等の徴収事務に係る委託経費は、申込時に指定期間内の算出額及び算出根拠を収支予算書（様式2-1～様式2-6）において、年度ごとに提案してください。計画の見込み違いにより経費等が増加した場合においても、指定管理料の補てんは行わないので留意して提案してください。

(1) 指定管理料の上限金額

指定管理料は、年度ごとに次表の予算額を上限とします。また、災害等特別な場合を除き、原則として増額は行わないので注意してください。

【各駐車場の指定管理料上限額（徴収事務に係る委託経費を含む）】

駐車場名	年度	指定管理料上限額 (消費税及び地方消費税を含む。)
和歌山市営 和歌山駅東口自転車等駐車場	令和９年度	２７,７９２,０００ 円
	令和１０年度	２８,６７６,０００ 円
	令和１１年度	２９,６００,０００ 円
	令和１２年度	３０,５６６,０００ 円
	令和１３年度	３１,５７９,０００ 円

駐車場名	年度	指定管理料上限額 (消費税及び地方消費税を含む。)
和歌山市営 市駅前自転車駐車場	令和９年度	２２,８３１,０００ 円
	令和１０年度	２３,４７８,０００ 円
	令和１１年度	２４,１５３,０００ 円
	令和１２年度	２４,８５６,０００ 円
	令和１３年度	２５,５９５,０００ 円

駐車場名	年度	指定管理料上限額 (消費税及び地方消費税を含む。)
和歌山市営 市駅前原動機付自転車駐車場	令和９年度	１７,２７１,０００ 円
	令和１０年度	１７,８７３,０００ 円
	令和１１年度	１８,５０２,０００ 円
	令和１２年度	１９,１５９,０００ 円
	令和１３年度	１９,８５０,０００ 円

駐車場名	年度	指定管理料上限額 (消費税及び地方消費税を含む。)
和歌山市営 六十谷駅前自転車等駐車場	令和９年度	１７,５８０,０００ 円
	令和１０年度	１８,１７９,０００ 円
	令和１１年度	１８,８０９,０００ 円
	令和１２年度	１９,４６３,０００ 円
	令和１３年度	２０,１５４,０００ 円

※上限金額を上回る提案をした場合は失格となります。

※各施設を変更又は廃止した場合は、指定管理料を変更する場合があります。

※和歌山駅東口自転車等駐車場、六十谷駅前自転車等駐車場については、ESCO 事業により、照明灯を LED 化する予定ですが、本募集要項に示す指定管理料の上限額には、当該設備更新に伴う光熱水費及び消耗品費等の削減効果を反映していません。指定管理料の積算にあたっては、ESCO 事業による LED 化による設備更新に伴う削減効果は見込まないものとしてください。

※ESCO 事業により設備更新が実施され、本施設の管理運営に係る光熱水費及び消耗品費等の削減が生じる場合は、その削減相当額を算定した上で、市と指定管理者が協議し、指定管理料を減額することができるものとします。

(2) 指定管理料の支払い

支払金額及び支払方法等は、指定管理に係る基本協定書及び年度協定書に定めます。

※指定管理中の年度毎の指定管理料は、原則として事業計画書及び収支予算書に基づき、予定額を変更することはできません。

(3) 光熱水費（電気料金、水道料金）の精算

ア 光熱水費の取扱い

光熱水費は、基準額と各年度の実績額を比較し、各年度協定期間終了後に当該差異を生じた額について精算を行う。ただし、基準額は、募集時に市が提示した光熱水費指定管理料上限額とする。

【各駐車場の光熱水費指定管理料上限額（年額）】

駐車場名	光熱水費指定管理料上限額 (消費税及び地方消費税を含む。)
和歌山市営和歌山駅東口自転車等駐車場 ※LED化の予定あり	1,059,000円
和歌山市営市駅前自転車駐車場	1,149,000円
和歌山市営市駅前原動機付自転車駐車場	282,000円
和歌山市営六十谷駅前自転車等駐車場 ※LED化の予定あり	881,000円

イ 光熱水費の精算方法

当該年度光熱水費の実績額が、光熱水費の基準額に満たない場合、指定管理者は、市に、実績額と基準額の差額を返還する。

6 会計の独立

本業務の実施に係る収入及び支出を管理するため、会計帳簿類及び経理規定を設けるなど、適切に管理してください。

V 選定及び指定に関する事項

1 資格要件

応募資格は、申込書類の提出時において、次の（１）から（５）までを全て満たす者とします。なお、指定管理の開始前又は開始後において、資格を失った場合は指定を取り消

します。また、それに伴い市は損害の賠償を請求することがあります。

- (1) 個人ではなく、法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。
- (2) 市と容易かつ緊密に連携可能な団体で、和歌山市内に本社・本店を置く法人等であること。
- (3) 指定管理者の指定を受けようとする法人等が次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 地方自治法第244条の2第11項又は和歌山市公の施設に係る指定管理者の手続等に関する条例第11条第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しないこと。
 - イ 和歌山市公の施設に係る指定管理者の手続等に関する条例第4条第3項の規定により候補者とされなかった団体（当該団体に指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事情が生じたことにより候補者にされなかったものに限る。）であること。
 - ウ 市から指名停止の措置を受けていること。
 - エ 市の徴収金（和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）第2条第9号に規定する徴収金をいう。）について未納の額があること。
 - オ 法人税並びに消費税及び地方消費税について未納の税額があること。
 - カ 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第14条の規定に違反して暴力団の威力を利用していると認められること。
 - キ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者で、当該各号に該当することとなった日から起算して2年を経過しないものであること。
 - ク 再生手続開始の申立て、更生手続開始の申立て、特別清算手続開始の申立て又は外国倒産処理手続の承認の申立てをしているもの（当該申立てに係る再生手続、更生手続、特別清算手続又は承認援助手続が終了しているものを除く。）であること。
- (4) 指定管理者の指定を受けようとする団体を代表する役員その他の当該団体の運営を実質的に行う役職にある者が、次のいずれにも該当しないこと。
 - ア (3) ウ、カ又はキに該当する者
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 心身の故障により指定管理業務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - エ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - オ (3) エに該当し、又は申告所得税並びに消費税及び地方消費税について未納の税額がある者（任意団体等法人格を有しない団体の代表役員等に限る。当該団体には、完納証明書と納税証明書（その3の2）の提出を求める。）
 - カ (3) アに掲げる団体の代表役員等であった者（当該団体について取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条又は和歌山市行政手続条例（平成7年条例第3号）第14条の規定による通知があった日前60日以内に当該団体の代表役員等であった者を含む。）でその指定の取消しの日から起算して2年を経過しない者
 - キ 市の職員であった者で、懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

い者

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

ケ 暴力団及び暴力団員に協力し、関与する等これと交わりをもつ者（以下「暴力団関係者」という。）

コ 自団体、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員及び暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）を利用していると認められる者

サ 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

シ 暴力団等と密接な関係を有していると認められる者、又は社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

ス 暴力団等であることを知りながら、これを利用していると認められる者

セ 暴力団等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を怠っていると認められる者

ソ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

タ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（５）指定管理の募集に係る説明会に参加していること（現地説明会は希望者のみ）。

２ 共同企業体に関する条件

（１）２以上の法人等で結成すること。

（２）申込時に全ての構成団体の概要（共同企業体の名称、代表構成団体、構成団体の名称、所在地及び連絡先等）がわかる書類を提出すること。

（３）全ての構成団体が、上記１（１）から（４）までの資格条件を満たし、代表構成団体が上記１（５）の資格条件を満たしていること。

（４）単独で申込みした法人等は、共同企業体の構成員になることはできない。

（５）法人等は、複数の共同企業体の構成員になることはできない。

（６）受付期間を過ぎての代表構成団体及び構成団体の変更は原則として認めません。

３ 指定までのスケジュール

（１）指定までのスケジュールは、次のとおりとします。

内 容		日 程
1	募集要項等の配布	令和８年８月２４日（月）～同年９月１１日（金）
2	説明会の申込受付	令和８年８月２４日（月）～同年９月１１日（金）
3	説明会の開催	令和８年８月２８日（金）～同年９月１６日（水）
4	質問等の受付	令和８年８月２８日（金）～同年９月１６日（水）
5	質問等の回答	令和８年８月２８日（金）～同年９月１８日（金）
6	申込書類の受付	令和８年８月２８日（金）～同年９月２５日（金）
7	経営状況の調査	令和８年９月下旬～同年１０月中旬（予定）

8	選定委員会	令和8年10月下旬（予定）
9	選定結果通知	令和8年11月上旬（予定）
10	議会における議決	令和8年12月下旬（予定）
11	基本協定書の締結	令和9年3月中旬（予定）
12	年度協定書の締結	令和9年4月1日（木）

（２）募集要項等の配布

- ア 配布期間 令和8年8月24日（月）から同年9月11日（金）まで
（土日祝日は除く。）
- イ 配布時間 午前9時から午後5時まで
- ウ 配布場所 和歌山市役所9階 まちなみ景観課
※市のホームページからもダウンロードできます。
- エ 配布資料 指定管理者募集要項、自転車等駐車場管理業務仕様書、提出関係書類一式等

（３）説明会の開催及び申込方法

説明会は、申込予定している法人等を対象に、個別で開催します。なお、説明会に参加されていない法人等の申込書類は受理できませんので、申込予定者は必ず参加するようにしてください。

- ア 開催期間 令和8年8月28日（金）から同年9月16日（水）まで
（土日祝日は除く。）
- イ 開催日時 説明会の申込者に、後日、電子メールで連絡します。
- ウ 開催場所 説明会の申込者に、後日、電子メールで連絡します。
- エ 留意事項
- （ア）申込受付後、4日以内を目途に開催する予定です。
- （イ）説明会終了後、希望者には、対象施設の現地説明会を実施します。
- （ウ）現地説明会時、車の駐車場スペースはありませんので、ご了承のうえ参加願います。

オ 説明会の申込方法

説明会の参加を希望する法人等は、和歌山市営自転車等駐車場の指定管理に係る説明会参加申込書（様式7）に必要事項を記入の上、必ず電子メールで提出してください。電話、FAX、来訪による申込みは受け付けません。

- （ア）受付期間 令和8年8月24日（月）から同年9月11日（金）午後5時まで
- （イ）電子メール machinami@city.wakayama.lg.jp

※件名は、「指定管理に係る説明会申込み」としてください。

カ 説明会の留意事項

- （ア）説明会への参加人数は、1法人等につき2人までとします。共同企業体の場合は、代表構成団体が参加してください。
- （イ）期限までに参加申込書の提出がない場合は、参加できません。
- （ウ）集合時間は厳守してください。遅れた場合は、説明会の参加資格及び申込資格が無くなる場合があります。

- (エ) 説明会では一切の質問を受け付けません。説明会終了後に電子メールで質問を受け付けし、電子メールで回答します。
- (オ) 説明会には、事前に配布した指定管理者募集に係る資料一式を持参してください。
- (カ) 現地説明会の参加、不参加により、指定管理者候補の選定に影響を及ぼすことはありません。

(4) 募集に関する質問

本件募集に関する質問がある場合は、必ず質問書（様式8）に記入し、電子メールにて提出してください。電話、FAX、来訪による質問は受け付けません。

ア 受付期間 令和8年8月28日（金）から同年9月16日（水）午後5時まで

イ 電子メール machinami@city.wakayama.lg.jp

※件名は、「指定管理に係る質問事項」としてください。

ウ 回答方法 説明会に参加した全ての法人等に対して、電子メールで回答します。

(ア) 回答期日 令和8年8月28日（金）から同年9月18日（金）まで（随時）

(イ) 留意事項

- ・ 本件募集に直接関係しない質問や市政一般に関する質問にはお答えしません。
- ・ 本件募集における個々の条件等について、市がそれらを設定している理由や説明等を求めるような質問も回答を差し控える場合があります。

(5) 申込書類の受付

申込書類は、次の提出期間内及び提出場所に必ず持参してください。

ア 受付期間 令和8年8月28日（金）から同年9月25日（金）まで
（土日祝日は除く。）

イ 時 間 午前9時から午後5時まで

ウ 提出場所 和歌山市役所9階 まちなみ景観課

エ 留意事項

(ア) 申込みの際は、事前に電話にて来訪する時間を連絡してください。

(イ) 提出された申込書類は、受付期間を過ぎれば内容を変更することができません。ただし、市が内容の訂正を求める場合は、この限りではありません。

4 提出書類

- (1) 申込書類の提出部数は、正本1部、副本7部、提案書5部とします。
- (2) 正本、副本に添付する書類は、次表のとおりです。
- (3) 提案書類に添付する書類は、次表のうち提案書に該当するものとします。
- (4) 指定管理者の候補選定は、その過程において忒意性が働かない、あるいは忒意的に行われているとの疑念を可能な限り生じさせることのないよう申込者名については匿名により行います。このため、提案書については、申込者の商号又は名称、代表者氏名、管理運営実績施設の名称、実施イベント名称、添付写真など申込者が分かるもの又は類推できるものについて、記載がある部分は、黒塗り、枠で囲んで白抜きする等の匿名化を行ってください（表紙や書類のヘッダー部分を含みます。）。これにより、管理運営実績の提案においては、施設の固有名称を匿名化する必要がありますので、匿名化を行っても実績が分かるよう申込者において工夫した記載を行ってください。なお、提案書について、申込者名が分かる又は類推できると市が判断した場合は、黒塗り等の措置を行う

場合があります。

- (5) 申込書類は、和歌山市営駐車場指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）での審議資料となりますので、両面印刷し、ページ数を付けてください。また、必ず1部ずつフラットファイル（A4サイズ、2穴）に綴じてください。
- (6) 申込書類の各ページの先頭には、次表の「No.」欄のインデックスを付けてください。また、9 財務諸表、10 事業計画書及び収支予算書については、インデックス等で年度がわかるようにしてください※（例）：R5、R6、R7など。
- (7) 正本、副本については、ファイルの表紙及び背表紙に、申込対象の施設名と申込者名を明記してください。また、提案書については、ファイルの表紙及び背表紙に、申込対象の施設名のみを明記してください。
- ※【正本例】：（正）令和8年度 和歌山市営□□駐車場指定管理者申込書類 株式会社○○
 【副本例】：（副）令和8年度 和歌山市営□□駐車場指定管理者申込書類 株式会社○○
 【提案書例】：令和8年度 和歌山市営□□駐車場指定管理者提案書
- (8) 提出された書類は返却しません。また、選定作業に当たっては、必要な範囲で複製することがあります。

【提出書類一覧】

No.	書類名	提案書	備考
1	指定管理者指定申込書	—	様式1
2	収支予算書、人件費積算根拠及びシフト表（指定期間年度ごと又は年度共通で記載）	○	様式2－1～2－6
3	事業計画書（指定期間年度ごと又は年度共通で記載）	○	様式3又は自由様式（計画書に記載する項目は様式3を参考にしてください。）
4	申込資格に係る申立書	—	様式4
5	申込者概要	○	様式5
6	定款又は寄附行為	○	法人以外の団体はこれらに相当する書類
7	役員名簿	—	
8	登記事項証明書謄本	—	提出日の3か月以内に発行されたもの
9	財務諸表（貸借対照表、損益計算書、販売費一般管理費明細書、株主資本等変動計算書、税務申告書、勘定科目内訳書）	○	直近3か年分 指定申込の日の属する事業年度に設立された団体にあつてはその設立時における財務諸表
10	指定申込の日に属する事業年度における団体の事業計画書及び収支予算書	○	直近3か年分
11	試算表	○	決算後6か月を経過している場合のみ
12	税の滞納がないことを証明するもの（国、県、市税納税証明書または非課税証明書）	—	申込日から3か月以内に発行されたもの
13	労働者災害保険に加入していることを証明する書類（写）	○	

14	共同企業体協定書兼委任状	○	様式6 ※申込団体が共同企業体の場合のみ提出してください。
15	その他市が必要と認める資料	—	必要な場合は市から連絡します。

※共同企業体の場合は、1～3及び14は共同企業体名で提出し、4～13は構成する法人等の全てを提出してください。

5 申込に関する留意事項

(1) 次のいずれかに該当する場合は、申込みを無効とします。

- ア 応募資格の要件を満たさないとき
- イ 提出書類の不足や提出方法、提出先、提出期限に適合しないとき
- ウ 申込手続きにおいて不正な行為があったとき
- エ 申込書類に虚偽の内容が記載されているとき

(2) 次のいずれかに該当する場合は、失格として選定対象から除外します。

- ア 指定管理料の上限金額を上回る提案をしたとき
- イ 選定審査に関する照会、要求等を申し入れたとき
- ウ 募集要項に違反又は著しく逸脱しているとき
- エ 募集要項配布開始日以降、本募集に関して、選定委員会委員及び選定に係わる和歌山市職員と接触したとき（現在の指定管理者の管理運営上必要な折衝、本要項に基づく質問や申込書類の提出（定められた方法）等、事務手続上当然に認められる行為を除く。）。
- オ その他不正行為があったとき

(3) 申込書類提出時点で応募資格を満たしていた団体等が、書類提出後、応募資格を満たさなくなった場合は、指定管理者の指定を行わず、又は指定の取消し等を行います。

(4) 申込みの際に要する費用は、申込者の負担とします。

(5) 申込受付後に辞退する場合は、その旨を和歌山市営駐車場指定管理者辞退届（様式9）により、提出してください。

(6) 申込書類については、市が指定した者による経営診断を行います。場合によってはヒアリング及び財務状況等調査を行う場合があります。

(7) 申込みされた場合、暴力団の排除を徹底するために要する警察署への各種照会に同意があったものとみなします。

(8) 市が必要と認める場合は、申込書類の電子データや追加資料等の提出を求めることがあります。

(9) 指定管理者候補の選定結果については、個人情報及び法人に係る事業運営上の地位、その他の社会的地位が損なわれると認められる場合など、原則非公開とするものを除き、幅広く公表を行います。また、提出書類については、和歌山市情報公開条例（平成5年12月21日条例第33号）の規定に基づき公開請求があった場合は、本条例に定める非公開情報を除き公開します。

(10) 市が提供した資料等は、申込みに係る検討以外の目的で使用することを禁じるとともに、この検討の目的内であっても、市の承諾を得ることなく第三者に対し、使用させ又は内容を提示することを禁じます。

6 選定方法

(1) 募集及び選定は、公募型プロポーザルとします。

(2) 選定の手順

- ① 提出した書類及び企画提案による選考を行います。
- ② 申込書類受理後、まちなみ景観課において資格審査を行います。
- ③ 資格審査後、その団体が安定した管理体制を提供できる団体であるか判断するため、経営状況の審査を実施します。審査を実施するに当たり、必要に応じて市又は市と契約をした税理士等から、追加資料の提出及びヒアリングの実施を団体に求める場合があります。
- ④ 外部の学識経験者などで構成された選定委員会において、選定基準（別紙 2）に基づき書類審査及び企画提案により審査を行います。なお、選定委員会の会議は、非公開とします。
- ⑤ 選定委員会において、指定管理者の候補を選定します。
- ⑥ 指定管理者候補の選定後、和歌山市議会定例会での議決を経た後に市長が指定管理者として指定し、市がその旨を公告します。なお、候補者が指定管理者として管理運営を行うことが困難となる事情が生じた場合は、原則として、市は次点候補者と協議を行い、当該次点候補者を候補者とします。
- ⑦ 申込団体が 1 団体のみの場合であっても、選定委員会の定める最低基準に満たないときは選定されません。次点候補者となるためにも、最低基準を満たす必要があります。また、財務状況の評価が著しく悪い場合は、選定から除外する場合があります。（共同事業体での申込みの場合は、構成団体全ての財務状況を確認し、総合的に評価します。）

(3) 選定委員会

- ① 選定委員会は、申込者の代表者等（3 名までの出席に限ります。）から事業計画書等についてのプレゼンテーションの後、質疑応答を行います。
- ② プレゼンテーションは、提案書の内容に基づいて行うこととし、追加の資料配布や提案書に記載のない資料を使用することはできません。
- ③ プロジェクターを用いてプレゼンテーションを行う場合、プロジェクター、スクリーン、モニターケーブルは市で準備しますが、その他パソコン、レーザーポインター等必要なものについては申込者で準備し持ち込んでください。
- ④ 選定委員会は、申込者名を匿名で行います。よって、プレゼンテーションの際は、匿名性が損なわれる全ての行為を禁じます。そのため、自己紹介などで法人名を発する行為などプレゼンテーションにより申込者名が類推されないようにしてください。なお、それらの行為を行った場合は、評価点に影響する可能性があります。
- ⑤ 選定委員会の場所、日時等詳細については別途通知します。

(4) 選定結果の通知・公表

選定結果は、令和 8 年 1 1 月上旬に申込者全員に対して郵送で通知します。

また、審査の透明性を図るため、選定結果をホームページに公開します。

7 協定の締結

指定管理者の指定後に、施設の管理業務に関し、基本的な事項を定めた基本協定書及び各年度の委託金額等を定めた年度協定書を締結します。

協定内容については、指定管理者の指定後に協議の上、決定します。

(1) 協定が締結できない場合の措置等

指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取消し、協定を締結しないことがあります。この場合、市は次点候補者と協議を行い、当該次点候補者を候補者とします。

- ① 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。
- ② 財務状況の悪化等により、管理業務の履行が確実にないと認められるとき。
- ③ 著しく社会的信用を損なう等により指定管理者として相応しくないと認めるとき。

(2) 基本協定書に基づく仕様書

各市営自転車等駐車場の管理業務仕様書（案）は別紙のとおりです。なお、仕様書については、市と指定管理者との協議により、指定管理期間開始前又は期間中にその一部を変更することがあります。

8 協定保証金

指定管理者は、市との基本協定に基づき、年度ごとに管理業務についての年度協定を締結することになります。当該年度協定により、和歌山市契約規則（平成15年5月30日規則第83号）第32条に規定する契約保証金の取扱いに準じて、各年度に支払われる指定管理料の10分の1以上の額の協定保証金を、年度協定締結前に市へ納付していただきます。ただし、和歌山市契約規則第34条の規定により不納付とすることが認められる場合は、この限りではありません。

VI その他

1 業務の引き継ぎ

指定期間の終了又は指定の取消し等により、市又は市が指定する者に業務を引継ぐ場合は、円滑な引継ぎに協力していただきます。

- (1) 指定期間開始前に申込まれた自転車等駐車場の利用申請やその他必要なデータ等については、原則として現指定管理者から引継いでいただきます。
- (2) 指定期間が終了したとき又は指定が取り消されたときは、施設を指定期間開始前の状態に復して次の指定管理者又は市長に引継いでいただきます。業務を引継ぐ際は、円滑な引継ぎを行っていただくとともに、必要なデータ等についても提供していただきます。

2 その他の事項

- (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による指定の取消し等

ア 次のいずれかに該当すると認めるときは、指定の取消し又は期間を定めて本業務等の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとします。

- ① 指定管理者が関係法令等に違反する等、不正行為を行ったとき。
- ② 指定管理者が市に対して、虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。
- ③ 指定管理者が申込資格要件に該当しなくなったとき。
- ④ 指定管理者が経営状況の悪化などにより、本業務等を行うことが不可能又は著しく困難となったとき。
- ⑤ 指定管理者の業務が基準を満たしておらず、指示等を行ったが、改善がみられな

いとき。

⑥ その他市長等が必要と認めるとき。

イ 上記の取消し等の事由により、市が指定の取消し又は期間を定めて本業務等の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、市に損害が生じたときは、指定管理者は、市にその損害を賠償しなければならないものとします。この場合において、指定管理者に損害及び損失や増加費用が生じて、市はその賠償の責めを負わないものとします。

ウ 指定管理者は、上記の取消し事由の③若しくは④に該当することとなった場合又はそのおそれがある場合は、速やかに市に報告しなければなりません。

(2) 不可抗力等による指定の取消し

不可抗力その他やむを得ない事由により、業務の継続が困難となった場合、双方協議の上、指定の取消し又は業務の全部若しくは一部の停止を行うことができるものとします。この場合において、取消し等により発生する損害等の負担については、協議の上決定します。

(3) 労働環境の調査

指定管理期間内に、従業員（管理人）等の労働環境の調査を行う場合があります。

3 問い合わせ先

〒640-8511 和歌山市七番丁23番地

和歌山市役所 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課 車両対策班

電 話 073-435-1082

FAX 073-435-1117

電子メール machinami@city.wakayama.lg.jp

別紙 1

リスク分担表

項 目	市	指定管理者
施設、設備の設置基準等に関する法令の変更によるもの	○	
指定管理業務一般に関する法令の変更によるもの	○	
税制改正等による経費の増加又は収入の減少	協議事項	
物価変動（人件費、物件費等の経費の増加）		○
物価変動（電気料金単価の増加）	協議事項	
金利変動		○
不可抗力による業務内容の変更、中止等	協議事項	
市の責任による業務内容の変更、中止等	○	
指定管理者の責任による業務内容の変更、中止等		○
指定管理者の事業放棄、破綻による業務の中止等		○
業務の引継に要する費用負担		○
申込費用の負担		○
市以外の要因による運営費の増加		○
市の協定内容の不履行	○	
指定管理者の事由による業務及び協定内容の不履行		○
施設の設置瑕疵による損害	○	
施設の管理瑕疵による損害		○
指定取消し等による損害		○
天災等による損害	協議事項	
要求水準の不適合		○
管理運営		○
包括的管理責任	○	
不可抗力による修繕	協議事項	
指定管理者の管理瑕疵による修繕		○
不可抗力及び指定管理者の管理瑕疵以外によるもので、 1 件当たり仕様書で定める金額以下の修繕		○
不可抗力及び指定管理者の管理瑕疵以外によるもので、 1 件当たり仕様書で定める金額超の修繕	○	
火災保険への加入	○	
履行保険、施設賠償責任保険、動産総合保険への加入		○
必要な消耗品の購入		○
管理事務所に設置している市の備品の修繕・交換	○	
上記以外で、業務遂行に必要なパソコン、プリンター、 その他必要な備品の購入・修繕		○
施設、設備の保守点検（法定を含む）		○

項 目	市	指定管理者
電気料金、水道料金、電話料金		○
使用料の支払いに必要とする金銭の両替手数料		○
本業務に伴い排出される事業系一般廃棄物の処理		○
施設の目的外使用許可	○	
周辺地域、施設利用者等の苦情対応全般		○
市の責に帰すべき事由による苦情対応	○	
事故及び災害時対応（困難な場合は市と協議）		○
利用者の責任による施設の損傷等で、その利用者が特定できる場合の損害回復等の交渉		○
災害復旧（軽微なもの）		○
災害復旧（指定管理者では対処できないもの）	○	
指定管理者の責任による第三者への損害		○
市の責任による第三者への損害	○	

※不可抗力とは、天災（地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等）、人災（戦争、テロ、暴動等）及びその他市及び指定管理者の責めに帰すことのできない事由をいいます。

※指定管理者の責に帰すべき事由により生じた損害について、市が損害を賠償したときは、市は指定管理者に求償権を有するものとします。

別紙 2

選定基準

選 定 項 目		審査する 主な書類	配点 200 点
1 住民の平等な利用を確保することができるものであるか	施設の設置目的を十分理解し、指定管理者となる意義や責任等を認識しているか	事業計画書	30
	利用者からの意見・要望等を把握するとともに、問合せや苦情に適切に対応できる体制がとられているか	事業計画書	
	市の代行として、公平・公正な利用に関する考え方及び方策はどうか	事業計画書	
	高齢者、障害者などが、安全かつ快適に利用できるよう配慮されているか	事業計画書	
2 施設の効用を最大限に発揮することができるものであるか	利用者に向けたサービスの質の向上を図るための提案がされているか	事業計画書	30
	利用者増加に向けた具体的な方策はどうか	事業計画書	
	自主事業の実施回数及び内容はどうか	事業計画書	
3 施設の適切な維持及び管理を図ることができるものであるか	施設の保守業務及び清掃業務に対して工夫された提案になっているか	事業計画書	25
	事故や犯罪防止に向けた安全管理の取組を行う提案になっているか	事業計画書	
	個人情報の保護や情報公開に対し必要な措置を講じる提案がされているか	事業計画書	
4 施設の管理を安定して行う物的及び人的能力を有しているか	安定した管理体制を提供できる財政基盤はあるか	経営診断書	50
	類似施設の総合的管理運営の実績が複数年あり、本業務に生かすことができる実績はあるか	事業計画書	
	施設・設備等の保守業務の実績が複数年あり、本業務に生かすことができる実績はあるか	事業計画書	
	業務を実施するための人員配置、運営体制は適正か	事業計画書 シフト表	
	業務従事者への教育、研修体制は十分かつ適切か	事業計画書	
5 施設の管理に係る経費の縮減を図ることができるものであるか	収支計画書の積算が明確で、実現可能な提案がされているか	収支予算書	50
	施設の管理経費節減のための工夫がなされているか	事業計画書	
	人件費の算定は適正に行われているか	人件費等 積算根拠	
6 その他	災害等緊急時の対応策に関する考え方及び方策はどうか	事業計画書	15
	労働関係法令の遵守をはじめ適切な労働環境の保持に向けた考え方及び方策はどうか	事業計画書	
	市内業者の活用や地元雇用等の考え方が適切かつ具体的に示されているか	事業計画書	

※各選定委員の持ち点は 200 点とし、選定委員 5 人分で合計得点 1,000 点とします。

※最低基準点は 500 点/1,000 点とします。申込者が 1 者のみの場合でも、最低基準点に満たない場合は選定されません。